

28川監第717号

平成29年3月14日

坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

#### 川崎市職員措置請求について（通知）

平成29年2月20日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）  
については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」  
という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとした  
ので、その旨を通知します。

## 理 由

1 本件措置請求は、平成22年度から27年度までに完了した14,923件の軽易工事契約のうち、川崎市軽易工事契約事務取扱規程（以下「軽易工事規程」という。）に該当しない工事は、本来は競争性を有する競争入札により実施されなければならなかったものであり、随意契約ではなく、一般競争入札もしくは指名競争入札の競争性を発揮する契約を行っていただければ得られた経済性を、川崎市がこうむった損害とみなし、当該契約の執行に関わった職員に対し、その損害を補てんさせるよう勧告することを求めるものである。また、軽易工事規程に定められた審査を行わなかったことは不当であることから、その不当行為による不適切な見積金額による契約執行に伴い発生した損害を、上記14,923件の軽易工事の全体像が確定次第、その時点で追加して、補てんするよう勧告することも求めている。

さらに、上記請求が認められない場合、公文書開示を受け、決裁文書の内容を確認した結果から判断し、請求の対象とした場合は、「当該行為がなされるのが相当の確実さをもって予測される場合」に該当するものであるから、それらの契約を見積もり合わせ契約としたことは、違法若しくは不当であることにより確実性があることから、予備的請求として、事実証明書に記載された契約のうち一部の契約を対象とすることを求めている。

2 法第242条に規定する住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができず、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。法が監査請求の期間を定めた趣旨は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないためと解されている（最高裁判所昭和63年4月22日判決（昭和62年（行ツ）第76号）参照）。

3 本件措置請求の請求趣旨を勘案すると、請求人は契約の違法、不当を主張しているものと解されることから、本件においては支出負担行為である契約締結の日を監査請求期間の起算日とするのが相当であると考えられる。そうすると、請求対象のうち平成28年2月19日以前に契約が締結されたものについては、当該行為があった日から1年以上を経過し監査請求期間を徒過したものといえる。

4 監査請求期間を経過したことに正当な理由があるか否かについて、請求人は、不適切な契約が継続して行われており終わっていない状況にあること、請求人が公文書開示を受けてから1年以内であること等を理由として挙げる。

しかしながら、契約締結行為は契約ごとに勘案すべきであり、請求人が主張する不適切な契約が継続しているとは認め難いこと、請求人が対象文書の開示請求をした時点が定かではないうえ、網羅的かつ探索的な開示請求をしたことが開示までに多くの時間を要した主要な原因と考えられることなどから、いずれも期間徒過を正当化する理由とは足り得ないというべきである。

したがって、当該行為から1年を経過した契約を対象とした請求については、監査請求期間経過後にされたもので、不適法である。

5 次に、平成28年2月20日以降の監査請求期間内の請求対象について検討すると、監査請求期間内の対象契約のうち別紙に掲げる9件を除いた契約については、違法、不当に関する個別具体的な主張がなく、また、損害の発生についても、これを具体的に裏付ける証拠は確認できない。

また、別紙に掲げる9件については、違法不当に関する主張はあるものの、いずれも主観的なもので、客観的な違法不当な事由とはいえず、また、損害の発生についても、これを具体的に裏付ける証拠は確認できない。

よって、いずれについても、監査請求の要件を満たしているとは認められない。

6 なお、予備的請求として請求人が主張する「当該行為がなされることが相当

の確実さをもって予測される場合」とは、まだされていない当該行為を対象としてその防止等を求める監査請求ができることを明らかにするものであるから、本件請求はこれに該当しない。

- 7 以上から、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。

別紙（請求人提出の事実証明書65から抜粋）

年度	件名	当契約額込	C（小破状況）	D（原形復旧）	F（すべての定義等に合致）	それぞれの業者が記載すべき日付の筆跡（ゴム印）の可能性	(1) 特定業者への受注をしやすくする目的で行った官製談合の可能性の有無	(2) 1件250万円を超える工事を、250万円以下の複数工事に分割発注した官製談合の可能性の有無
H27	明治安田生命川崎ビル教育委員会間仕切補修工事	1,855,440	組織再編や事務室移動に伴う工事（仕様書で明確になっているものもあり、小破していない。）	見積書（仕様書もしくは工事写真を含む）から、原形復旧工事でないことは明らかである。	軽易工事規程違反であり、結果として、地方自治法に違反している。	業者が記載すべき「軽易工事完成届」の日付と検査員が記載すべき検査書の日付が同じ筆跡と思われる。	工事の場所が、3件いずれも第3庁舎3階であること。また、工期が、10月から12月に重なっていること。したがって、特定の業者が受注しやすくするため、「入札」ではなく、3件に分割し、「見積もり合わせ契約」したものであり、官製談合である。	工事の場所が、3件いずれも第3庁舎3階であること。また、工期が、10月から12月に重なっており、工事の時期は必要に応じてずらす場合があったとしても、契約自体は、一括発注とし、「入札」を行うことは可能であった。したがって、分割発注である。
H27	第3庁舎13階間仕切り補修工事	2,457,000	組織再編や事務室移動に伴う工事（仕様書で明確になっているものもあり、小破していない。）	見積書（仕様書もしくは工事写真を含む）から、原形復旧工事でないことは明らかである。	軽易工事規程違反であり、結果として、地方自治法に違反している。	業者が記載すべき「軽易工事完成届」の日付と検査員が記載すべき検査書の日付が同じ筆跡と思われる。	工事の場所が、3件いずれも第3庁舎3階であること。また、工期が、10月から12月に重なっていること。したがって、特定の業者が受注しやすくするため、「入札」ではなく、3件に分割し、「見積もり合わせ契約」したものであり、官製談合である。	工事の場所が、3件いずれも第3庁舎3階であること。また、工期が、10月から12月に重なっており、工事の時期は必要に応じてずらす場合があったとしても、契約自体は、一括発注とし、「入札」を行うことは可能であった。したがって、分割発注である。
H27	明治安田生命川崎ビルまちづくり局間仕切補修工事	1,465,020	組織再編や事務室移動に伴う工事（仕様書で明確になっているものもあり、小破していない。）	見積書（仕様書もしくは工事写真を含む）から、原形復旧工事でないことは明らかである。	軽易工事規程違反であり、結果として、地方自治法に違反している。			
H27	川崎市役所第2庁舎ほか庁舎案内標示補修工事	2,499,120	組織再編や事務室移動に伴う工事（仕様書で明確になっているものもあり、小破していない。）	見積書（仕様書もしくは工事写真を含む）から、原形復旧工事でないことは明らかである。	軽易工事規程違反であり、結果として、地方自治法に違反している。			
H27	第3庁舎5階間仕切補修工事	2,402,524	組織再編や事務室移動に伴う工事（仕様書で明確になっているものもあり、小破していない。）	見積書（仕様書もしくは工事写真を含む）から、原形復旧工事でないことは明らかである。	軽易工事規程違反であり、結果として、地方自治法に違反している。		工事個所は、2件とも、第3庁舎であり、工期は、3月中旬から3月31日となっていること。同じ間仕切りの工事であること。したがって、本来は1件工事として「入札」とすべきところを、特定の業者が受注しやすくするため、2件に分割し、「見積もり合わせ契約」としたもので、官製談合である。	工事個所は、2件とも、第3庁舎であり、工期は、3月中旬から3月31日となっていること。同じ間仕切りの工事であること。したがって、本来は1件工事として「入札」とすべきところを、2件に分割発注したものである。

H27	衛星通信設備 デジタル映像遠隔制御端末他補修工事	972,000				平成 25 年度の 1 件を除いて、平成 22 年度から 27 年度の同報系防災行政無線の受注業者は、13 件をすべて特定の 1 業者となっている。契約手続きは、適正に行われているのか、なお、「住吉西公園」の 2 件の工事に係る業者が記載すべき「軽易工事完成届」の日付と検査員が記載すべき検査書の日付並びに 3 業者の見積書の日付の筆跡が同一の筆跡と思われる。		
H27	川崎市立看護短期大学 トイレ便座等補修工事	2,354,400						同時発注、1 件発注も可能、分割発注認定。
H27	川崎市立看護短期大学 課外活動室及び学生自治会室空調機補修工事	756,000						同時発注、1 件発注も可能、分割発注認定。
H27	川崎市立看護短期大学 分電盤等補修工事	2,484,000						同時発注、1 件発注も可能、分割発注認定。